

# 生活排水対策方針の見直しについて

令和6年度第1回米子市下水道事業運営審議会

令和6年8月22日

# 1. 現在の米子市における生活排水対策の状況

---

➤米子市では、生活環境や公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全を図るため、平成31年2月に「米子市生活排水対策方針」(別紙1参照)を策定し、以下の手法で生活排水対策を行っています。

●公共下水道の新規整備

●合併処理浄化槽の普及

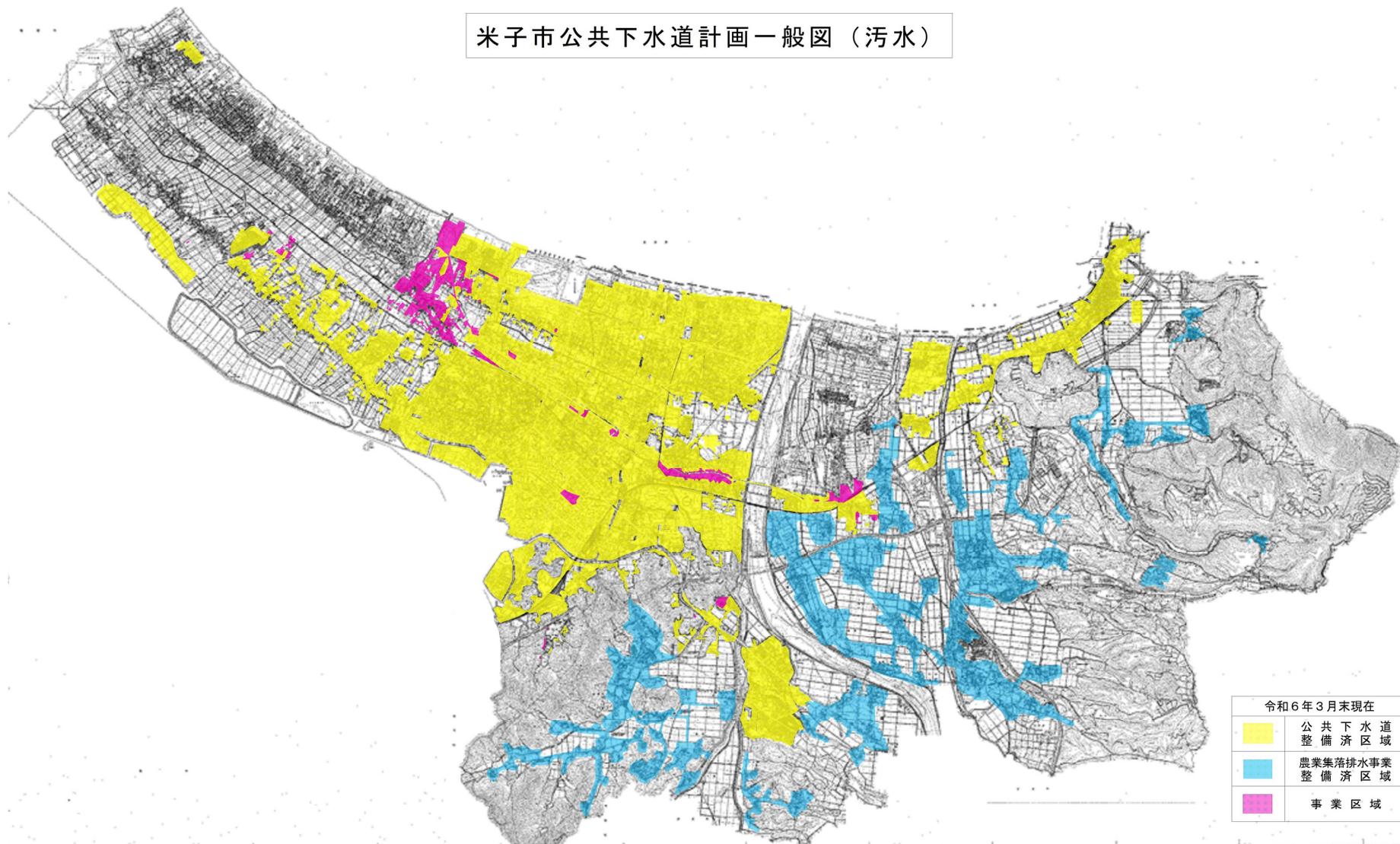
…公共下水道の早期整備が当面見込めない区域等

●農業集落排水施設(整備終了)

## 2. 米子市の公共下水道事業の状況

《令和6年3月末時点》

米子市公共下水道計画一般図（汚水）



### 3. 公共下水道における汚水処理にかかる 国の方針について

---

➤ 国は令和8年度末までは、

汚水処理の概成(※)を進めるため、公共下水道の計画区域については、新規整備に対し、重点的に予算配分を行う方針としている。

※汚水処理の概成とは、

公共下水道、農業集落排水施設や合併処理浄化槽、コミュニティプラントなどにより、汚水処理施設の整備を、概ね完了すること。

➤ 汚水処理の概成後(令和9年度以降)は、

公共下水道の未整備区域は、国の重点的な予算配分が見込めない状況。

※国は令和9年度以降、補助金を未普及解消から改築更新へシフトする方向性を打ち出している。

# 4. 生活排水対策の見直しについて

## 1) 見直しする理由①

➤ 公共下水道の整備には多くの事業費と時間が必要(下図イメージ図参照)

整備区域内の未整備残面積(予定):約720ha(令和8年度末時点)

※現在の年間最大整備面積:約60ha

➤ 下水道施設の老朽化対策が課題

施設の老朽化が進み、長寿命化対策や更新に多くの費用を要し、課題となっている。



● 令和9年度以降、現行の新規整備の**工事量の確保が困難**

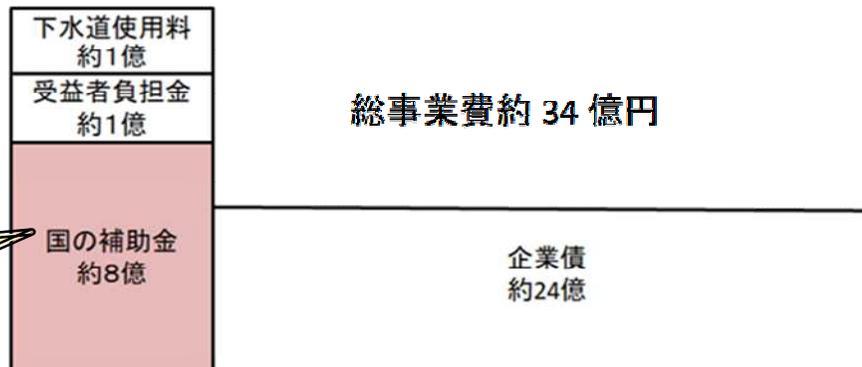
● 公共下水道の新規整備の**見通しが立たない。**

イメージ図

年間60ヘクタールの污水管整備と  
処理場の改築費などの費用

※金額は令和5年度実績による  
概算額

令和8年度まで国が新規整備に対し、重点的に予算配分を行う。



## 4. 生活排水対策の見直しについて

### 2) 見直しする理由②

- 弓浜地区の一部を合併処理浄化槽による排水対策方針へ変更
  - 使用者のニーズに対し、柔軟な対応ができ、早期の排水対策が可能
  - 水質浄化能力は、下水道終末処理施設と同様に環境へ影響を与えないものである。

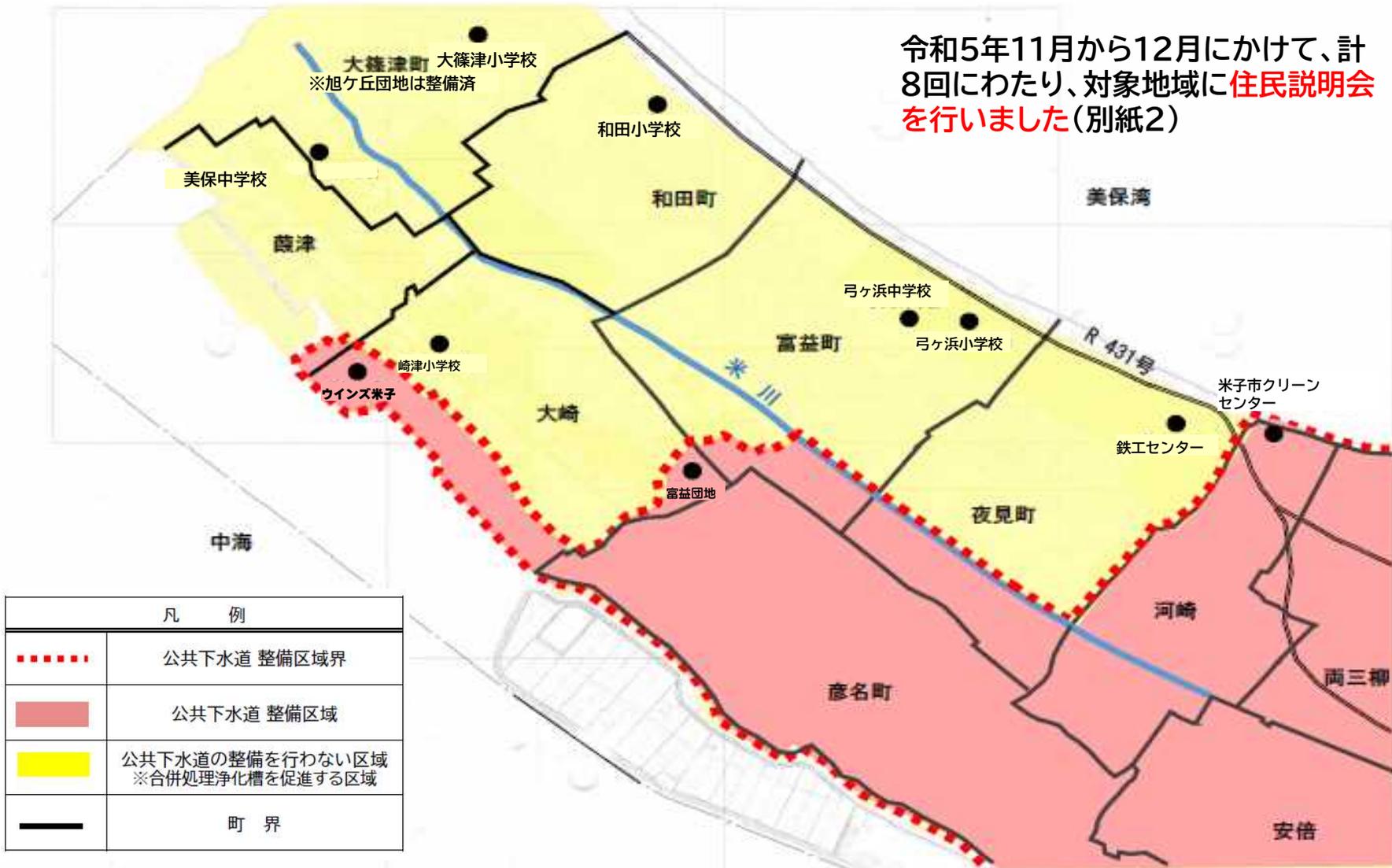


**公共下水道の新規整備から、  
合併処理浄化槽を主体とした生活排水対策へ移行**

# 4. 生活排水対策の見直しについて

## 3) 弓浜地区における公共下水道の整備区域の変更

令和5年11月から12月にかけて、計8回にわたり、対象地域に**住民説明会**を行いました(別紙2)



# 5. 生活排水対策の見直しについて

## 4) 弓浜地区における生活排水対策方針の変更(新聞報道1)



令和5年12月19日  
山陰中央新報社

# 5. 生活排水対策の見直しについて

## 5) 弓浜地区における生活排水対策方針の変更(新聞報道2)



令和5年12月20日  
新日本海新聞社



# 米子市の生活排水対策方針 概要版

平成31年2月

**【目的】**  
生活環境や公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全

**現状・課題**

- ◆人口減少や超高齢化社会の到来等の社会情勢が大きく変化し、経営環境は厳しさを増している。
- ◆公共下水道は、現在の整備状況では整備完了までに約30年を要する見込みであり、残された汚水処理未普及地域の早期解消が急がれる。
- ◆国は、平成38年度末まで新規管渠整備に重点配分する「10年概成方針」を示しており、「10年概成」期間以降の国庫補助制度は不透明な状況にある。
- ◆国のマニュアルによる経済比較結果では、集合処理が有利である。
- ◆今後、既整備汚水処理施設の老朽化対策や更新時期の到来による、改築・更新に係る経費の増が見込まれる。

**今後の検討・取組課題**

☆持続可能な下水道事業運営のために、  
長期的な観点から既整備施設の効率的な改築・更新や運営管理手法、投資財政計画について検討・実施を行う。

- ①損益情報やストック情報などの経営状況の的確な把握及び財務諸表の分析による財政マネジメントの向上
- ②ストックマネジメント計画による施設の計画的な改築更新の実施
- ③包括的民間委託の導入の検討など、効率的な施設運営体制の構築
- ④災害時の緊急対応及び業務継続のための計画策定など事前対策等の実施
- ⑤公共下水道、農業集落排水施設等の市内の汚水処理施設の統廃合、及び行政界を超えた広域連携・共同化の検討の継続

**基本的な考え方**

- 汚水処理施設の整備については、集合処理を基本としつつ、国の「10年概成方針」を踏まえた時間軸の視点から、公共下水道整備と合併処理浄化槽の普及を効果的に組み合わせ早期概成を目指す。
- 市民の安全で快適な暮らしを守るため、持続的な汚水処理システムの構築を目指す。



**整備方針の概要**

- ◆早期整備概成を考慮した時間軸の視点とともに、各施設の特性、経済性等を総合的に勘案した整備手法を検討（中期目標）

**目標：汚水処理人口普及率 95%（平成38年度末）**

<b>【公共下水道】</b> 市街化区域を優先して、 <u>年間60ヘクタール</u> の新規整備を実施	<b>【合併処理浄化槽】</b> 公共下水道の早期整備が困難な区域では、設置補助制度を拡大し、 <u>国基準額の9割を補助</u>	<b>【農業集落排水】</b> 最適整備構想を踏まえて、施設の統廃合を含めた効率的な整備・運営を検討
---	--	---

- ◆国庫補助制度や人口推移等の今後の社会環境の変化等を踏まえつつ、施設の効率的な運営管理により、持続可能な事業運営のあり方を検討（長期目標）

## 弓浜地区の今後の生活排水対策にかかる住民説明会について

## 1. 説明会の参加状況

弓浜5地区にて、令和5年11月20日から12月6日にかけて計8回開催し、延べ179名の住民参加者があった。

地区名	日にち	住民参加者数	場所
和田	11月20日	17名	和田公民館
	11月24日	9名	
夜見	11月27日	39名	夜見公民館
	11月28日	18名	
富益	11月29日	49名	富益公民館
	12月6日	22名	
崎津	12月5日	10名	崎津公民館
大篠津	11月30日	15名	大篠津公民館

(合計) 179名

## 2. 説明内容(要旨)

「資料R6-6-1」(p1~5)のとおり。

## 3. 住民説明会や電話・メール等でいただいたご意見やご要望と本市の考え方

主なご意見やご要望、それに対する本市の考え方は、以下のとおりです。

(1) 弓浜地区の公共下水道の整備が遅れた理由は何か。

A：日野川以西の本市の下水道事業は、米川から中海側区域は内浜処理場、米川から美保湾側区域は皆生処理場を終末処理場として、各々上流側に向けて整備を行ってきたが、弓浜地区は両終末処理場との整備距離が長いことや本市全体の整備を俯瞰した中長期的なビジョンがなかったことが整備が遅れた理由であり、反省すべき点と考えている。

(2) 同じ市域でありながら、公共下水道の整備された地域とインフラ整備に差があり、公平性に欠けると感じている。

A：公共下水道使用者と合併処理浄化槽使用者の公平性のバランスを図ることが最重要の課題であると認識しており、その課題解決のため、新たな合併処理浄化槽の補助制度などについて現在検討中であり、取組が可能なものから順次実施していく。

(3) 公共下水道の整備区域と合併処理浄化槽で処理する区域との境界線の根拠は何か。

A：令和8年度末までに整備可能な区域を見込み、分水嶺（米川）や河川による地形的条件や地区界等をもとに、境界線の設定を行った。

(4) 合併処理浄化槽の処理水は水質的に環境への影響はないのか。

A：合併処理浄化槽の性能の向上により、その水質は法令で定める基準を満たしており、下水道終末処理場と同様に水質浄化能力がある。

(5) 弓浜地区は地形的に水路勾配が緩く、排水先が無い箇所もあるので、大雨時には宅地へ汚水・雨水の逆流等の排水不良が発生しており、衛生的に不安なので、その解消に向けた対策を行うべきである。

A：既設側溝や水路等の現状を確認し、側溝や水路等の整備や改善について、本市の関係部署と連携を図り、排水の不具合への対処に努めていく。

(6) 公共下水道の整備が行われない区域では、今後、汲み取りトイレや単独処理浄化槽の使用はできなくなるのか。

A：今までどおり使用可能だが、生活環境や公衆衛生の向上のため、合併処理浄化槽への切替えをお願いしたい。本市では、合併処理浄化槽設置に対する補助制度があるので、切替えの際は活用をご検討願いたい。

なお、浄化槽の新設や既に設置済みの単独処理浄化槽を更新する際は、原則合併処理浄化槽の設置が法令で義務づけられている。